

## 諸外国における公的扶助制度の概要 ①

- 本資料は、最低限度の生活を送るために必要な水準を検討するにあたって、諸外国における公的扶助制度について、特に基準設定の考え方を中心に簡潔にまとめて整理したもの。
- 各国における公的扶助の制度設計は様々であり、各制度の対象者や給付内容、公的扶助以外の社会保障制度の仕組みも異なることから、単純な比較にはなじまないことに留意する必要がある。

# 「諸外国における低所得者施策の調査・研究」（平成30年度）の概要

## 調査研究の目的

- 諸外国における低所得者施策を調査、研究することにより、生活保護制度に係る施策を検討する上で、必要な基礎資料を得ることを目的とする。

## 調査研究の概要

- 1 調査対象国  
アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、韓国
- 2 調査対象とする主な低所得者施策  
主に低所得者を対象とする所得保障制度、現金、現物による給付制度であって、衣食・光熱水費等日常生活に要する費用に関する給付、住宅に関する給付、教育に関する給付、医療・介護に関する給付、生業又は就労に関する給付
- 3 主な調査事項
  - (1) 支給対象者、世帯要件（年齢要件等）
  - (2) 支給要件、受給者の義務、申請等の手続
  - (3) 扶養義務の内容
  - (4) ミーンズテスト・インカムテスト・所得制限の内容
  - (5) 給付内容
  - (6) 給付水準、日本の生活保護基準との比較（購買力平価換算）
  - (7) 給付基準額設定の考え方、決定方法、定期的な見直しの方法
  - (8) 実施体制（実施機関）、財源（負担割合を含む）
  - (9) 施行状況に係る基礎データ（受給者数、受給額等の推移等）

## 委託業者

- WIPジャパン株式会社

※ 本資料は、上記の調査研究報告等に基づき、社会・援護局保護課において概要版として作成したものである。

# 諸外国における公的扶助制度の概要 ①（ドイツ・その1）

## ○ 公的扶助（主なもの）

用途	制度の名称	支給対象者・対象年齢	所得要件	資産の保有限度	給付水準
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生計扶助	就労能力のない者 (通常の労働市場の条件で、1日3時間以上就労できない者) ※高齢・稼働能力減少時基礎保障及び求職者基礎保障との併給はできない。	基準需要適用額を基準とし、これに住居費の実費等の加算を加えた額が上限となる。 【図表①-4参照】	預貯金については、1,600ユーロ(約21万円)までは資産として見なされない。 また、適切な住居や家具等は資産として見なされない。	家計を運営する成人(単身・ひとり親) :月額416ユーロ(約55,300円・2018年) ※他の社会保障給付は収入として取扱い、世帯の基準需要適用額の合計から差し引いた額が支給される。
	主な加算	①住居が適切な床面積(単身の場合:45~50㎡)である場合に住居費(家賃)及び光熱費(暖房費)の実費を加算 ②障害年金又は老齢年金受給者であり、歩行障害又は重度の歩行障害である場合に加算(基準需要適用額の17%) ③未成年者の子のいるひとり親世帯に加算(7歳未満の子1人又は16歳未満の子2~3人の場合:基準需要適用額の36%、左記以外:基準需要適用額の12%)			
	高齢・稼働能力減少時基礎保障	年金支給開始年齢に達した者又は恒久的な就労能力の低下が見られる18歳以上の者	生計扶助と同じ ※適用期間は12か月間であり、12か月を超える場合は生計扶助に切り替え	預貯金については、2,600ユーロ(約35万円)までは資産として見なされない。 また、適切な住居や家具等は資産として見なされない。	生計扶助と同じ
	求職者基礎保障(失業手当Ⅱ)	稼働能力を有する者(15歳以上65歳未満)とその家族	生計扶助と同じ ※受給者は現金給付を受けるとともに、就労支援サービスを受ける義務を負う	預貯金については、年齢1歳につき150ユーロまでは資産として見なされない(最低3,100(約41万円)~最高10,050ユーロ(約134万円))。 また、自動車、適切な住居や家具等は資産として見なされない。	生計扶助と同じ
義務教育に必要な学用品費等	教育パッケージ	生計扶助、失業手当Ⅱ、児童手当及び住宅手当等の受給者であり、就学中の25歳未満の子どもがいる世帯	独自の要件はなし ※支給対象者として各扶助及び手当等の要件を満たす必要がある。	独自の要件はなし ※支給対象者として各扶助及び手当等の要件を満たす必要がある。	①給食費、補習及び遠足費用:現物給付 ※給食は自己負担有(1日当たり1ユーロ) ②スポーツやクラブ活動等の参加費用 :月額10ユーロ(約1,300円) ③学用品費:年100ユーロ(約13,300円)
医療サービスの費用	医療扶助	生計扶助、高齢・稼働能力減少時基礎保障等の受給者で、公的又は私的医療保険に加入していない者	独自の要件はなし ※支給対象者として各扶助及び手当等の要件を満たす必要がある。	独自の要件はなし ※支給対象者として各扶助及び手当等の要件を満たす必要がある。	現物給付

## ○ 社会手当（主なもの）

制度の名称	支給対象者・対象年齢	所得要件	給付水準
住宅手当	賃貸住宅か持家かを問わず、居住する住居が適切かつ家族に相応しいと認められる面積である場合 ※生計扶助、高齢・稼働能力減少時基礎保障、失業手当Ⅱの受給者は併給不可。	各等級別に世帯構成人数ごとの世帯月額総所得額の上限が設定される。	住居費の月額と世帯所得額、世帯人数で計算される。 また、自治体ごとに6段階の家賃等級が設定される。
児童手当	18歳未満の子	なし	1・2人目:月額194ユーロ(約25,800円・2018年) 3人目:月額200ユーロ(約26,600円・同上)
児童特別手当	低所得者世帯の児童(25歳まで) ※児童手当及び住宅手当と併給可	カップル:900ユーロ(約119,700円) ひとり親:600ユーロ(約79,800円)	1人当たり月額170ユーロ(約22,600円)

出典:WIPジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」(平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究)、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」(平成26年度厚生労働省社会・援護局委託研究)に基づき、社会・援護局保護課において作成 (注)○ECD購買力平価により換算 1ユーロ(ドイツ)=133円(2018年)

# 諸外国における公的扶助制度の概要 ①（ドイツ・その2）

用途	制度の名称	給付水準の設定の考え方・設定方法	設定に際しての参照基準（年金・賃金等）の有無
日常生活に必要な費用 （食費・被服費・光熱水費等）	生計扶助	<p>（給付水準の設定方法）</p> <p>給付水準については、社会法典第12編の第28条に基づいて規定されている基準需要定義法に全国一律の基準需要適用額（給付額）の算定方法が定められており、具体的には、EVS（所得消費抽出調査）の調査結果による基準需要額の合計に、物価及び賃金の上昇率を勘案した調整値を乗じることによって算定され、連邦労働社会省（BMAS）が連邦財務省との合意に基づいて9月頃に決定し、翌年1月から適用される。</p> <p>この調整値には、連邦統計局による前々年と前年の間における基準需要に関連する物・サービスの価格変動率及び被用者の手取り賃金上昇率が用いられ、7：3の割合で混合される。</p> <p>2018年の基準需要適用額の算定には、価格変動率1.3%、被用者の手取り賃金上昇率2.4%が用いられ、2017年の各基準需要レベルの基準需要適用額（給付額）に101.63%（<math>(0.7 \times 1.3\%) + (0.3 \times 2.4\%) = 1.63\%</math>）を乗じて得られた額が2018年の基準需要適用額（給付額）とされた（1人世帯の場合：<math>409 \times 101.63\% = 416</math>）【図表①-4参照】。</p> <p>注1）EVSは5年ごとに実施されている世帯を対象とした抽出調査。</p> <p>注2）基準需要額は、EVSの12の個人消費支出分野の細目の合計額として示される【図表①-3参照】。細目ごとに基準需要額に適用するものと適用しないものが判断され、その判断理由は基準需要定義法の法案提案理由書に詳細に記載されている。</p> <p>注3）2017年の基準需要適用額（給付額）については、2013年EVSに基づく基準需要額に2013年1月～12月と2015年7月～2016年6月の間の国民経済計算における物価及び賃金の上昇率の103.46%を乗じた額（1人世帯の場合：<math>394.84 \times 103.46\% = 409</math>）とされた【図表①-3・①-4参照】。</p> <p>（参照する世帯）</p> <p>2017年基準需要定義法においては、2013年に実施したEVSの特別集計による成人の一人世帯の下位15%以下の世帯と夫婦・子一人世帯の下位20%以下の世帯を参照世帯とし、これらの参照世帯の平均消費支出額が基準需要額を決定する際の基礎とされる。</p> <p>なお、循環参照を避けるという目的で、生計扶助、高齢・稼働能力減少時基礎保障、求職者基礎保障の受給者がいる世帯は参照世帯より除外されている。</p> <p>（給付基準の体系）</p> <p>基準需要適用額（給付額）は、成人が3段階、18歳未満が3段階の合計6段階で設定される。</p> <p>基準需要レベル2の基準需要適用額（給付額）はレベル1の90%、レベル3の基準需要適用額（給付額）はレベル1の80%とされる。また、18歳未満の子どもに当たる基準需要レベル4・5・6の基準需要適用額（給付額）は2013年EVSに基づくそれぞれの基準需要額に調整値（物価及び賃金の上昇率）を乗じた額となる【図表①-3・①-4参照】。</p>	参照基準なし
	高齢・稼働能力減少時基礎保障	生計扶助と同じ	生計扶助と同じ
	求職者基礎保障（失業手当Ⅱ）	生計扶助と同じ	生計扶助と同じ

出典：WIPジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」（平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究）、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」（平成26年度厚生労働省社会・援護局委託研究）に基づき、社会・援護局保護課において作成（注）OECD購買力平価により換算 1ユーロ（ドイツ）= 133円（2018年）

# 諸外国における公的扶助制度の概要 ①（ドイツ・その3）

（参考資料）

図表①-1 ドイツにおける低所得者向けの扶助制度

ドイツの制度	日本の該当制度
生計扶助（Hilfe zum Lebensunterhalt）	生活扶助
高齢・稼働能力減少時基礎保障	
求職者基礎保障給付（Grundsicherung für Arbeitsuchende / SGB II）	
教育パッケージ（Bildungspaket）	教育扶助
医療扶助（Hilfen zur Gesundheit）	医療扶助
介護扶助（Hilfe zur Pflege）	介護扶助
埋葬費支援（Übernahme von Bestattungskosten）	葬祭扶助

図表①-2 近年の主要な低所得者政策【抜粋】

年	できごと
2003	ハルツIV法（Hartz IV）制定 「高齢・稼働能力減少時基礎保障法（AVmG）」を廃止し、社会法典第12編に統合
2005	ハルツIV法により求職者基礎保障制度が創設され、基準給付（Regelleistung）を最低生活水準に規定
2009	住宅手当法（Wohngeldgesetz）制定
2010	2月9日、連邦憲法裁判所が求職者基礎保障制度の基準給付の算定を違憲と判決
2011	3月、基準需要定義法（RBEG）を同年1月に遡及して施行

図表①-3 2013年EVS特別集計に基づく参照世帯の基準需要額（€）

※ 参照世帯：成人の一人世帯の下位15%と夫婦・子一人の家族世帯の下位20%

区分	個人消費支出分野	一人世帯 （成人）	14歳以上 18歳未満	6歳以上 14歳未満	6歳未満
1,2	食料、飲料、たばこ	137.66	141.58	113.77	79.95
3	被服、靴	34.60	37.80	41.83	36.25
4	住宅、水道、電気、ガスその他燃料	35.01	23.05	15.18	8.48
5	屋内設置物、家庭用設備、機器	24.34	12.73	9.24	12.73
6	保健衛生	15.00	7.52	7.07	7.21
7	交通	32.90	13.28	26.49	25.79
8	郵便、通信	35.31	14.77	13.60	12.64
9	余暇、娯楽、文化	37.88	31.87	40.16	32.89
10	教育	1.01	0.22	0.50	0.68
11	旅行、外食	9.82	6.38	4.77	2.16
12	その他物品及びサービス	31.31	11.61	9.03	9.30
	合計	394.84	300.81	281.64	228.08

（参考）ドイツにおける2010年2月9日連邦憲法裁判所判決の概要

原告の主張は、社会法典第2編に基づく失業給付Ⅱにおける子どもへの給付額は、必要最低限の額に達しておらず、最低限の生活を保障した憲法の規定に違反しているというものであった。現行の給付額は、大人1人あたり月359ユーロで、6歳～13歳の子どもの場合、成人の70%にあたる月251ユーロと算定されている。判決は、大人と異なり、この年齢の子どもは、成長が早くて衣服や靴を年に何度も買い替えなければならないことや、補習や習い事などの費用も全く考慮していないとして、原告の主張を全面的に認めたものであった。連邦憲法裁判所のハンス＝ユルゲン・パピエ長官は、判決で「現行の給付金算定方式は、子ども特有の支出について全く考慮されておらず、現実的ではない」と述べ、子どもは単に大人の70%と算定されるべきではなく、子どもに特有の事情と必需品について、再度調査すべきとした。また、今回の判決では、大人の算定方式自体についても「抽象的な数値を一時的に当てはめる算定方式」から「包括的な統計手法を用いた信頼性の高い算定方式」に改めるように命じている。

出典：独立行政法人労働政策研究・研修機構ホームページ

図表①-4 基準需要適用額（給付額）（€）

基準需要レベル RBS	対象者	基準需要適用額 2017年1月1日～	基準需要適用額 2018年1月1日～
1	家計を運営する成人（単身・ひとり親）	409	416
2	家計を共同で運営する夫婦等の各成人	368	374
3	家計を運営しない成人	327	332
4	14歳以上18歳未満	311	316
5	6歳以上14歳未満	291	296
6	6歳未満	236	240

出典：WIPジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」（平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究）、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」（平成26年度厚生労働省社会・援護局委託研究）に基づき、社会・援護局保護課において作成



## 諸外国における公的扶助制度の概要 ②（韓国・その1）

### ○ 公的扶助（主なもの）

用途	制度の名称	支給対象者・対象年齢	所得要件	資産の保有限度	給付水準
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生計給付	自らの収入及び資産では生計を維持できない者 ※給付申請者が扶養義務者によって扶養される場合には、扶養義務者による保護が基礎生活保障給付に優先する。	所得認定額が基準中位所得の30%以下であること ※所得認定額 = 所得評価額 + 財産の所得換算額 ※所得評価額：所得から他法他施策の給付や勤労控除を除いた額 ※基準中位所得：全国民を100人と仮定し収入の多い順に並べて50番目の人の所得	資産は所得換算額として考慮される ※所得換算額：財産価格から基本財産額及び負債を除いた額に所得換算率を乗じた額 ※財産の範囲 ・一般財産：土地、建物、住宅等 ・金融財産：現金、金融資産等 ・自動車	1人世帯の場合 月額512,102ウォン(約 61,500円・2019年)  ※基準中位所得の30%から所得認定額を差し引いた金額が給付される。
	主な加算	①障害手当：18歳以上の障害等級が3～6等級である者に支給（生計給付受給者の場合：月額4万ウォン(約 4,800円・2019年)） ②障害児童手当：18歳未満の障害等級が1～6等級である者に支給（生計給付受給者の場合：重度障害者(1～3級重複)は月額20万ウォン(約 24,000円・同上)、軽度障害者(3～6級)は月額10万ウォン(約12,000円・同上)） ※①・②ともに、所得認定額が基準中位所得の50%以下であることが要件。			
アパート等の家賃	住宅給付	賃貸住宅等に居住し、賃貸借契約等に基づいて賃借料を支払う者	所得認定額が基準中位所得の43%以下	生計給付と同様	①所得認定額が基準中位所得の30%以下の場合 ：基準賃借料以内の実費 ②所得認定額が基準中位所得の30%～43%の場合 ：基準賃借料以内の実費から本人負担分を除いた額 ※基準賃借料：最低住居基準に該当する住宅の賃借料水準 ※本人負担分 = (所得認定額 - 基準中位所得の30%) × 30%
義務教育に必要な学用品費等	教育給付	学校や施設に入学し、入学金、授業料、学用品費等が必要な者	所得認定額が基準中位所得の50%以下	生計給付と同様	①入学金・授業料・教科書代（高校のみ） ：必要な実費を学校に支給 ②副教材費（中・高校生の場合） ：月額209,000ウォン(約 25,100円・2019年) ③学用品費（中・高校生の場合） ：月額81,000ウォン(約 9,700円・同上)
医療サービスの費用	医療給付	病気、けが等で支援が必要な者	所得認定額が基準中位所得の40%以下	生計給付と同様	医療給付費用の全部又は一部が支給される。 ※医療給付費用の一部が本人負担となる場合もある。

### ○ 社会手当（主なもの）

制度の名称	支給対象者・対象年齢	所得要件	給付水準
緊急福祉支援	生計維持が困難である者やその世帯員 ※原則として、国民基礎生活保障受給者は緊急支援の支給対象者とならない。	所得認定額が基準中位所得の75%以下 財産) 大都市：18,800万ウォン(約 2,256万円) 以下 中小都市：11,800万ウォン(約 1,416万円) 以下 金融資産) 500万ウォン(約 60万円) 以下	①生計支援 4人世帯：月額1,845,414ウォン(約221,400円・2019年) ※3か月以内 ②住宅支援 3～4人世帯：月額422,900ウォン(約 50,700円・同上) ※3か月以内 ③教育支援 小学生の場合：221,600ウォン(約 26,600円・同上) ※四半期に1回 ④医療支援 300万ウォン(約360,000円・同上) の範囲内 ※1回限り
児童手当	0歳から満6歳未満の子ども	なし	子ども1人当たり：月額100,000ウォン(約12,000円・2019年)
低所得ひとり親家族又は祖孫家族向け福祉手当	国民基礎生活保障の所得要件を満たさないひとり親家族又は祖孫(祖父母と孫)の家族 ※生計給付・生計支援受給者等は支給対象外	所得認定額が基準中位所得の52%以下の家族	養育費：18歳未満の子1人当たり月額200,000ウォン(約 24,000円) 学用品費：中学校・高校生の子1人当たり年間54,100ウォン(約 6,500円) 等

出典：WIPジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」（平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究）、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」（平成26年度厚生労働省社会・援護局委託研究）に基づき、社会・援護局保護課において作成（注）OECD購買力平価により換算 1ウォン=0.12円（2018年）

## 諸外国における公的扶助制度の概要 ②（韓国・その2）

使途	制度の名称	給付水準の設定の考え方・設定方法	設定に際しての参照基準 (年金・賃金等)の有無
<p>日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)</p>	<p>生計給付</p>	<p>(給付水準の設定方法・参照する世帯) 国民基礎生活保障法に基づき、毎年7月末までに翌年分の基準中位所得、給付選定基準及び最低保障水準（給付水準）を告示している。例えば、2019年の1人世帯の最低保障水準については、基準中位所得を170.7万ウォン、給付選定基準を30%と決定し、最低保障水準を51.2万ウォンとしている（<math>170.7万 \times 30\% = 51.2万</math>）【図表②-4参照】。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準中位所得：全国民を100人と仮定し、収入の多い順に並べて50番目の人の所得に、所得の増加率等を勘案して算定。 ※ 保健福祉部の中央生活保障委員会が統計庁の家計動向調査（2018年より家計金融福祉調査）による世帯経常収入の中間値に最近における家計収入の平均増加率、世帯規模に応じた所得水準の違い等を反映して世帯規模別に算定し、これをもとに翌年度分を審議し、保健福祉部長官が決定している。</li> <li>・ 給付選定基準：基準中位所得に対する一定割合（生計給付の場合：30%）【図表②-1参照】</li> <li>・ 最低保障水準：基準中位所得に給付選定基準の割合を乗じて算出【図表②-3・②-4参照】</li> </ul> <p>注1) 国民基礎生活保障法が2014年に改正、2015年に施行されたことに伴い、国民が健康で文化的な生活を維持するために必要な最小限の費用の絶対指標として用いられていた最低生計費が、相対的貧困の概念を取り入れた基準中位所得に変更された。</p> <p>注2) 国民基礎生活保障法（抜粋） 第6条（最低保障水準の決定等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①保健福祉部長官又は所管中央行政機関の長は、給付の種類別の受給者選定基準と最低保障水準を決定しなければならない。</li> <li>②保健福祉部長官又は所管中央行政機関の長は、毎年8月1日までに第20条第2項に基づく中央生活保障委員会の審議及び議決を経て、次の年度の給付の種類別の受給者選定基準と最低保障水準を公表しなければならない。</li> </ol> <p>注3) 家計動向調査は毎年実施されている世帯を対象とした抽出調査</p> <p>注4) 基準中位所得の具体的設定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2016年の基準中位所得は、2015年の基準中位所得に、家計動向調査に基づく2011年から2014年までの3か年分の家計収入の平均増加率（4人世帯）を乗じて決定【図表②-5参照】。</li> <li>・ 一方、2017年は景気の急激な落ち込みにより家計所得の著しい減少が観測されたため、過去3か年分の家計収入の平均増加率（3.26%）は参考値とし、2016年の基準中位所得に1.73%の増加率を乗じて決定【図表②-5参照】。</li> </ul> <p>(給付基準の体系) 基準中位所得及び最低保障水準は、世帯人数別に設定されている【図表②-4参照】。 (1人世帯から7人世帯までは世帯単位の金額、8人以上は1人当たりの加算額を設定している)</p>	<p>参照基準なし</p>

出典：WIPジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」（平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究）、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」（平成26年度厚生労働省社会・援護局委託研究）に基づき、社会・援護局保護課において作成（注）OECD購買力平価により換算 1ウォン=0.12円（2018年）

# 諸外国における公的扶助制度の概要 ②（韓国・その3）

（参考資料）

図表②-1 各種公的扶助の受給資格における基準中位所得との原則的な関係

韓国の国民基礎生活保障制度	日本で相当する制度	受給資格
生計給付	生活扶助	所得認定額が基準中位所得の30%以下
住宅給付	住宅扶助	所得認定額が基準中位所得の43%以下
医療給付	医療扶助	所得認定額が基準中位所得の40%以下
教育給付	教育扶助	所得認定額が基準中位所得の50%以下
出産給付	出産扶助	生計給付、住宅給付、医療給付の受給者が出産した場合
葬祭給付	葬祭扶助	生計給付、住宅給付、医療給付の受給者が死亡した場合
自活給付	生業扶助	所得認定額が基準中位所得の40%～60%以下

図表②-3 基準中位所得額の推移（ウォン）

世帯構成	2015	2016	2017	2018	2019
1人世帯	1,562,337	1,624,831	1,652,931	1,672,105	1,707,008
2人世帯	2,600,196	2,766,603	2,814,449	2,847,097	2,906,528
3人世帯	3,441,364	3,579,019	3,640,915	3,683,150	3,760,032
4人世帯	4,222,533	4,391,434	4,467,380	4,519,202	4,613,536
5人世帯	5,003,702	5,203,849	5,293,845	5,355,254	5,467,040
6人世帯	5,784,870	6,016,265	6,120,311	6,191,307	6,320,544
7人世帯	6,566,039	6,828,680	6,946,776	7,027,359	7,174,048
8人以上1人当たり	781,169	812,415	826,465	836,052	853,504

図表②-5 基準中位所得の決定方式の推移（ウォン）

年度	中位所得（4人世帯）実測値				基準中位所得（4人世帯）		基準中位所得増加率の決定方式
	農漁村を含まず		農漁村を含む		金額	増加率	
	金額	増加率	金額	増加率			
2011	3,643,480	-	3,589,707	-	-	-	
2012	3,866,795	6.13%	3,784,401	5.42%	-	-	
2013	4,000,000	3.44%	3,936,622	4.02%	-	-	
2014	-	3.46%	4,060,128	3.14%	-	-	
2015	-	2.93%	4,189,755	3.19%	4,222,533	-	
2016	-	-	4,238,482	1.16%	4,391,434	4.00%	過去3年の所得増加率の平均値 (5.42%+3.44%+3.14%) / 3= 4.00%【決定】
2017	-	-	-	1.92%	4,467,380	1.73%	過去3年の所得増加率の平均値 (3.44%+3.14%+3.19%) / 3= 3.26%【参考値】
2018	-	-	-	-	4,519,202	1.16%	過去3年の所得増加率の平均値 (3.14%+3.19%+1.16%) / 3= 2.49%【参考値】 前前年の所得増加率（農漁村を含む）1.16%【決定】
2019	-	-	-	-	4,613,536	2.09%	過去3年の所得増加率の平均値 (3.19%+1.16%+1.92%) / 3= 2.09%【決定】

図表②-2 低所得者政策に係る出来事【抜粋】

年月	沿革
2000年10月	「国民基礎生活保障法」施行
2003年9月	所得認定額を導入し、世帯の所得評価額と財産の所得換算額を合算した所得認定額が最低生活費より低い場合には受給対象者として選定されるように制度を改正
2012年1月	「社会保障基本法を全面改正、国民基礎生活保障制度の再編に着手
2013年	一律で運用されている最低生計費を給付の種類別に設定する適合型（カスタマイズ）国民基礎生活保障制度への再編検討開始
2015年7月	適合型（カスタマイズ）国民基礎生活保障制度を開始

図表②-4 2019年度の最低保障水準（ウォン）

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準中位所得	1,707,008	2,906,528	3,760,032	4,613,536	5,467,040	6,320,544	7,174,048
生計給付	30%	512,102	871,958	1,128,010	1,384,061	1,640,112	1,896,163
医療給付	40%	682,803	1,162,611	1,504,013	1,845,414	2,186,816	2,528,218
住宅給付	43%	751,084	1,278,872	1,654,414	2,029,956	2,405,498	2,781,039
教育給付	50%	853,504	1,453,264	1,880,016	2,306,768	2,733,520	3,160,272



# 諸外国における公的扶助制度の概要 ③ (アメリカ・その1)

## ○ 公的扶助 (主なもの)

用途	制度の名称	支給対象者・対象年齢	所得要件	資産の保有程度	給付水準
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	補足的保障所得 (SSI)	貧困の高齢者 (65歳以上)、視覚障害者 (児) 及びその他の障害者 (児) ※社会保障法に基づき、社会保障庁が運営している。	収入が給付基準額を下回っていること。	単身は2,000ドル(約20万円)、夫婦は3,000ドル(約30万円)未満の資産 ※現金、預貯金及び金融資産が含まれる一方、居住している家屋及び不動産、家財道具、自動車1台等は資産に含まれない。	単身：月額771ドル(約77,100円・2019年) 夫婦：月額1,157ドル(約115,700円・同上) ※OASDI(老齢・遺族・障害年金)、TANF等他の社会保障給付の適用が優先され、これらの給付は不労所得と見なされ給付額から減額される。
	貧困家庭一時扶助 (TANF)	子どもや妊婦のいる貧困世帯 ※TANFは州の財源のほか、連邦政府から州へ交付される交付金によって運営される。 ※多くの州では、TANFとSSIの併給が認められていない。	州によって異なる。 ※給付期間は原則として生涯5年に限定されている。 ※連邦政府は交付金の交付条件として、受給開始後2年以内に一定時間の就労活動(ひとり親世帯の場合週30時間)を行うことを要件とし、受給世帯全体の50%がこれを満たすよう求めている。 [コロンビア特別区の例] 月額所得が世帯構成人数に応じたTANFの最大給付月額を超えないこと。	州によって異なる。 [コロンビア特別区の例] 預金又は換金可能な資産価格合計が2,000ドル(約20万)以下 仕事に使用する自動車の評価額が8,500ドル(約85万)以下	州によって異なる。 ※各州が家族構成別に定めている。 [コロンビア特別区の例] 3人世帯の場合 月額644ドル(約64,400円・2019年)
	一般扶助 (GA) ※26の州が独自の財源で実施する扶助制度の総称	州によって異なる。 ※SSIやTANFの受給資格がない世帯などが対象。	州によって異なる。 [コロンビア特別区の例] なし (TANFの収入要件を下回ることが前提とされる)	州によって異なる。 [コロンビア特別区の例] なし (TANFの資産要件を下回ることが前提とされる)	州によって異なる。 ※現金給付の場合と現物給付(食品や家賃補助等)の場合がある。 [コロンビア特別区の例] 月額406ドル(約40,600円・2019年)
特定の需要に対応する給付	補足的栄養支援 (SNAP) ※旧フードスタンプ	低所得世帯 ※世帯員全員がSSI・TANF・GAのいずれかを受給している場合はSNAPの受給対象とみなされる。 ※農務省が運営している。	世帯総収入が連邦貧困線 (FPL) の130%以下又は世帯純収入が連邦貧困線 (FPL) の100%以下 ※連邦貧困線：保健福祉省が定める貧困指標【図表③-4参照】	2,250ドル(約23万)未満の預貯金等の金融資産 (60歳以上は3,350ドル(約34万)未満) 売却価格4,650ドル(約47万)未満の自動車	現物給付(食品購入用のクーポンを支給) ※食品の購入上限額は、給付上限額(単身：月額192ドル(約19,200円))から月額の世帯純収入の30%を差し引いた額
	低所得者光熱費補助プログラム (LIHEAP)	州によって異なる。 ※州の規定により、世帯員全員がSSI・TANF・SNAPのいずれかを受給している場合は支給対象とみなすことも可	州によって異なる。 ※各州が「連邦貧困線の150%又は州の所得中央値の60%のいずれか高い方」から「連邦貧困線の110%」の範囲内で設定する。	州によって異なる。 ※連邦法に一定の基準が設けられている。	州ごとに異なる(光熱費負担の軽減) [コロンビア特別区の例] 世帯の構成人数に応じて250ドル~1,800ドル(約25,000円~180,000円)範囲内で給付
アパート等の家賃	住宅バウチャー制度 (HCV)	18歳以上の者 ※他の社会保障給付との併給が可能。	世帯収入が住宅都市開発省の公表する当該地域の所得中央値の80%以下	なし	家賃額から所得の30%を差し引いた額 ※公営住宅局 (PHA) が家主に対して家賃の支払いを行う。

出典：WIPジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」(平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究)、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」(平成26年度厚生労働省社会・援護局委託研究)に基づき、社会・援護局保護課において作成 (注) OECD購買力平価により換算 1ドル=100円(2018年)

# 諸外国における公的扶助制度の概要 ③ (アメリカ・その2)

## ○ 公的扶助

用途	制度の名称	支給対象者・対象年齢	所得要件	資産の有有限度	給付水準
義務教育に必要な学用品費等	該当制度なし				
医療サービスの費用	メディケイド	連邦政府が定めるガイドラインに従い、各州が独自のプログラムを実施。 ※他の社会保障給付との併給が可能。	州によって異なる。 [コロンビア特別区の例] 成人(21~64歳)の場合、連邦貧困線の200%	なし	現物給付(給付内容は州によって異なる) ※メディケアを併給する者は、同内容の医療費についてメディケアの適用が優先される。 ※メディケア:高齢者や障害者を対象とする公的な医療保険制度
	児童医療保険プログラム(CHIP)	メディケイドの所得要件を満たさない世帯で、民間の医療保険には加入できない無保険の世帯の19歳以下の子ども	州によって異なる。 ※子どもの年齢ごとに連邦貧困線に対し、どの程度の所得上限とするか規定。	なし	現物給付(給付内容は州によって異なる) ※メディケイドに準じている。

用途	制度の名称	給付水準の設定の考え方・設定方法	設定に際しての参照基準(年金・賃金等)の有無
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	補足的保障所得(SSI)	(給付額の改正) 1974年から実施されている補足的保障所得(SSI)の給付額の改正については、1975年以来、物価指数の上昇率(1984年以降は、国勢調査局が毎月公表する賃金労働者物価指数(CPI-W)の上昇率(COLA:生計費調整)を用いている。COLAは、当年の12月に、前年と当年の第3四半期のCPI-Wの平均値の上昇率によって求め、翌年1月より適用する。 ※2018年のCOLAは2.8% $(246.352 - 239.668) / 239.668 \times 100 = 2.8\%$ であり【図表③-2参照】、2019年の給付額は、2018年の額に102.8%を乗じた額(単身:750ドル $\times 102.8\% = 771$ ドル)である【図表③-3参照】。	参照基準なし
	貧困家庭一時扶助(TANF)	(給付額の設定方法) 各州が家族構成別に最大給付額を定めている(州ごとに定めている)。 ※ 毎年の最大給付額の設定に消費者物価指数による物価スライド等はいられていない。 [ニューヨーク州の例] ニューヨーク州で提供される支援は世帯扶助とよばれる。①基本手当、②光熱費手当、③追加光熱費手当及び④居住手当の4つで構成されている(暖房費が居住賃料に含まれない場合にはさらに燃料手当を支給)。 支給額:①~③は州全体で世帯人員により定められ、④は社会サービスの地区ごと及び世帯人数と子どもの有無により上限が定められている。これらの合計額が給付水準として設定されている。	
	一般扶助(GA)	(給付額の設定方法) 州ごとに定められており、当該州の予算状況等に依存。 ※ 各種貧困指標との連関はなく、消費者物価指数の上昇も勘案されないのが一般的である。	

出典: WIPジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」(平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究)、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」(平成26年度厚生労働省社会・援護局委託研究)に基づき、社会・援護局保護課において作成 (注) OECD購買力平価により換算 1ドル=100円(2018年)

# 諸外国における公的扶助制度の概要 ③（アメリカ・その3）

（参考資料）

図表③-1 日本の公的扶助に概ね該当する米国の制度【抜粋】

米国の制度	概ね該当する日本の制度
SSI（補足的保障所得）	生活扶助
TANF（貧困家庭一時扶助）	
GA（一般扶助）	
SNAP（補足的栄養支援）	生活扶助（第2類費）
LIHEAP（低所得者光熱費補助プログラム）	
住宅バウチャー制度	住宅扶助
メディケイド	医療扶助
CHIP（児童医療保険プログラム）	

図表③-2 2018年のCOLAの計算（1982年～1984年＝100）

	CPI-W（賃金労働者物価指数）	
	2017年	2018年
7月	238.617	246.155
8月	239.448	246.336
9月	240.939	246.565
第3四半期合計	719.004	739.056
第3四半期平均	239.668	246.352

$$\text{COLA} = (246.352 - 239.668) / 239.668 \times 100 = 2.8\%$$

図表③-4 連邦貧困線（貧困ガイドライン）（FPL）2019年

世帯の構成人数	48州及びD.C.	アラスカ州	ハワイ州
1人	\$12,490	\$15,600	\$14,380
2人	\$16,190	\$21,130	\$19,460
3人	\$21,330	\$26,660	\$24,540
4人	\$25,750	\$32,190	\$29,620
4人以上1人につき	+ \$4,420	+ \$5,530	+ \$5,080

図表③-3 SSI（補足的保障所得）の給付月額推移【抜粋】

年	COLA	単身者 給付月額	カップル 給付月額
2000年	2.50%	\$513.00	\$769.00
2001年	3.50%	\$531.00	\$796.00
2002年	2.60%	\$545.00	\$817.00
2003年	1.40%	\$552.00	\$829.00
2004年	2.10%	\$564.00	\$846.00
2005年	2.70%	\$579.00	\$869.00
2006年	4.10%	\$603.00	\$904.00
2007年	3.30%	\$623.00	\$934.00
2008年	2.30%	\$637.00	\$956.00
2009年	5.80%	\$674.00	\$1,011.00
2010年	0.00%	\$674.00	\$1,011.00
2011年	0.00%	\$674.00	\$1,011.00
2012年	3.60%	\$698.00	\$1,048.00
2013年	1.70%	\$710.00	\$1,066.00
2014年	1.50%	\$721.00	\$1,082.00
2015年	1.70%	\$733.00	\$1,100.00
2016年	0.00%	\$733.00	\$1,100.00
2017年	0.30%	\$735.00	\$1,103.00
2018年	2.00%	\$750.00	\$1,125.00
2019年	2.80%	\$771.00	\$1,157.00

出典：WIPジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」（平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究）、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」（平成26年度厚生労働省社会・援護局委託研究）に基づき、社会・援護局保護課において作成